

# ひょうご農林水産 SDGs推進宣言事業



## < 第2回募集 >

令和7年1月15日(水)～2月5日(水)17時

SDGsの達成に向け「SDGs宣言」を行った農林漁業者等を  
県が登録して集約・公表し、宣言者のさらなる取組を支援します

### 登録されると・・・

-  県ホームページに掲載
-  登録証を交付
-  専用ロゴマークが使用可能

### 申請方法

二次元コードまたは  
URLから電子申請フォームへ

兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1736122459490>

申請はこちら



### お問い合わせ先

-  兵庫県農林水産部総合農政課  
農林水産政策班
-  078-362-9216(直通)
-  [sougounousei@pref.hyogo.lg.jp](mailto:sougounousei@pref.hyogo.lg.jp)  
※電子メールでの申請書の提出は受け付けていません  
上記の電子申請フォームから申請してください



兵庫県マスコット  
はばタン

# ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業

## “農林水産”と“SDGs”との関連

ひょうご農林水産  
ビジョン2030のめざす姿  
みけつくに  
御食国ひょうご 令和の挑戦  
～都市近郊の立地を活かした  
農林水産業の基幹産業化と  
五国の持続的発展～



SDGs (Sustainable  
Development Goals)  
持続可能な開発目標

「持続可能な地域づくり」を  
めざす観点で合致することから  
農林漁業者等によるSDGs達成に  
向けた取組を推進しています

## 基本要件

兵庫県内に事業所等を有する、以下ア～エのいずれかの者

- ア 認定農業者
- イ 兵庫県意欲と能力のある林業経営体
- ウ 農林水産業を営む法人
- エ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等
- オ 3戸以上の農林漁業者の組織する団体 



## 資格

- ア 県税等に未納がないこと
- イ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- ウ 法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと

## SDGs宣言内容等

- ア 目指すゴールを1つ設定すること
- イ 目指すゴールと自らの活動との関係を明らかにすること
- ウ ゴールの達成に向けた具体的な取組を設定すること
- エ 上記ア～ウの取組をHP・事業所等での掲示により公表していること



募集期間 令和7年1月15日(水)～2月5日(水)17時必着

## 申請方法

いずれかの方法で  
申請してください

- ・右の二次元コードから電子申請(推奨)  
<兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)>
- ・申請書を郵送(期間内必着) ※電子メール不可  
<様式等は県HPに掲載しています(事業名を検索Q)>



電子申請フォーム